

平成30年度 市単独事業 (仮称) 社西部線 設計施工支援業務委託

設計書

(当初設計)

業務番号 2018096400

業務名 設計施工支援業務

履行場所 加東市 家原 地内 ほか

工 種 設計

委 託 費				概 要
	実 施 (前回変更)	今 回 変 更	増 減 額	設計施工支援 1工事
設 計 額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)	
委 託 額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)	
執行方法	委託	履 行 日 数 または 履 行 期 限	契約締結日の翌日から 平成31年3月22日まで	

総括情報表

単価適用年月日	0-30.04.01(0)		
設計業務区分 報告書成果品部数(設計) 縮小版図面部数(設計)	今 回 01 道路設計 01 部 01 部	前 回	

工事費内訳書

頁0-0002/0006

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
設計業務委託費						
土木設計						
道路設計						
道路詳細設計						
設計施工支援 現地踏査、道路付帯構造物及び小構造物設計 設計図、数量計算、照査、報告書作成	1		工事			施工 第0-0001号内訳表
交差点設計						
平面交差点設計						
打合せ						
	1		業務			施工 第0-0002号内訳表
直接費計（電子成果品等作成費対象）						

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
電子成果品等作成費						
			式			
その他原価						
			式			
業務原価						
一般管理費等						
			式			
委託業務価格						
業務価格計						
消費税相当額						
			式			
総計						

施工単価表

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0004/0006

設計施工支援

[規格1]現地踏査、道路付帯構造物及び小構造物設計 [規格2]設計図、数量計算、照査、報告書作成

[摘要]

1

工事 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	0.35	人			1 直接人件費
技師(A)	1.57	人			1 直接人件費
技師(B)	1.75	人			1 直接人件費
技師(C)	3.32	人			1 直接人件費
技術員	4.55	人			1 直接人件費
電子計算機使用料	8	%			
単 位 当 り	1	工事			

位置図



特記仕様書

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、加東市が行う市道社西部線設計施工管理支援業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本特記仕様書に記載なき事項については、「兵庫県土木設計業務等委託必携」によることとする。

第2条（目的）

本業務は、市道社西部線における設計に関する設計施工管理支援業務を行う。

第3条（業務内容）

1. 積算に必要な調査

現地踏査

2. 積算に必要な資料作成

道路付帯構造物及び小構造物設計・設計図・数量計算・照査・報告書作成

第4条（関係機関等との調整）

請負者は、本業務に関して地元関係者等との調整を十分に行い、トラブル等が生じないように努めなければならない。また、本業務において支障となる建物等は勿論のこと、立木、その他物件においてもみだりに傷つけたり伐採してはならない。

第5条（資料の貸与）

・各工事の設計に関するデータ 一式

第6条（成果品）

提出すべき成果品及び提出部数は以下のとおりとする。

報告書 1部（A4版）

設計図 1部

電子データ 1式

その他、報告書に記載されていないもので、参考となる資料文献等も提出すること。

第7条（その他）

- 1) 打合せを行った場合には協議記録簿を作成し、その都度両者確認の上、各々1部以上保持するものとする。なお、記録簿の作成は受託者が行うものとする。
- 2) 設計協議については、第1回打合せ、中間打合せ0回、成果品納入時の計2回とする。
- 3) 管理技術者及び照査技術者は、別紙1の分類Ⅲに該当する技術者を選任するものとする。

- 4) 本特記仕様書に記載なき事項について疑義のある場合は、調査職員と協議すること。
- 5) 本業務において知り得た事項、知識等については、調査職員の許可なしに第三者に洩らしてはならない。

別紙 1

設計業務等における技術者の資格要件

分類Ⅲ（高度でないが専門分野におけるマネジメント）

（管理技術者）

管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（道路部門）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

（照査技術者）

照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCMの資格保有者であり、下記に定める業務経験を有しなければならない。

1. 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。
2. 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。
3. 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。
4. APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、業務に該当する部門に4年以上従事している者。
5. RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）。
6. 上記の資格を有しない技術者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで同種・類似業務に4年以上従事し、かつ同種・類似業務における管理技術者の実績を有する者。

<積算上の条件>

一工事当りの人員数を下表の構成にて積算している。

名 称	規 格	数 量	単 位
主任技師	大学卒18年以上	0.35	人
技師（A）	大学卒13年以上	1.57	人
技師（B）	大学卒 8年以上	1.75	人
技師（C）	大学卒 5年以上	3.32	人
技術員	大学卒 1年以上	4.55	人
電子計算機使用料		8.00	%
単位当り		1	工事